

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例別表第1区長の部1の項の項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別表第2条例別表第2区長の部1の款の部1の款中「種別割」を「軽自動車税」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。